

○建設省告示第千四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一 建築基準法（以下「法」といつ。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一～十三 略

十四 セラミックメーソンのリユニット（断面形状が型枠状のものに限る。）

第二 略

第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(イ)	(ロ)
第一第十四号に掲げる建築材料	JIS A五二一（建築用セラミックメーソンリーユニット）一九九四（断面形状が型枠状のものに限る。）

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(イ) 建築材料の区分	(ロ) 品質基準	(ハ) 測定方法等
第一第十四号に掲げる建築材料	一 容積空洞率（セラミックメーソンリーユニットの空洞部全体の容積をセラミックメーソンリーユニットの外部形状容積で除したものをいう。）の基準値が定められていること。	一 各部の寸法を実測して行うこと。

別表第三（検査項目及び検査方法）

(イ) 建築材料の 区分	(ロ) 検査項目	(ハ) 検査方法
第一第十四 号に掲げる	別表第二(ロ)欄に規定する品質 基準のすべて	一 別表第二(ハ)欄に規定する測定方法等によつて行つ。

	<p>一 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。</p>	<p>一 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五二二（建築用セラミックメーソソリユニット）一九九四によるか、又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。</p>
	<p>三 圧縮強さの基準値が定められていること。ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの圧縮強さは、一平方メートルにつき八二トン以上であること。</p>	<p>三 JIS A五二二（建築用セラミックメーソソリユニット）一九九四の圧縮試験方法によるか、又はこれと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。</p>
	<p>四 吸水率の基準値が定められていること。</p>	<p>四 JIS A五二二（建築用セラミックメーソソリユニット）一九九四の吸水率の試験方法によるか、又はこれと同等以上に吸水率を測定できる方法によること。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。